

介護保険事業等関係者各位

貝塚市健康福祉部高齢介護課

貝塚市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A の訂正について

平素は、本市高齢者福祉事業及び介護保険事業の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貝塚市介護予防・日常生活支援総合事業関係の説明会の資料やホームページ等で掲載しています貝塚市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A【平成 28 年 12 月 20 日版】を下記のとおり訂正いたします。

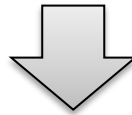
今後も追加・修正等ございます場合は随時お知らせいたしますのでご確認ください。

記

1.

【訂正前】

番号	項目	ご質問	回答
8	通所型サービス	通所型サービスA（緩和した基準）のご利用者で、入浴や機能訓練等を事業所と個別に調整してくださいと明記してありましたが、入浴や機能訓練を希望される方に対しては、自費での金額を設定してもよいか。	<u>通所型サービスAについては、入浴や機能訓練等を想定していないため、支給費の対象外です。</u> <u>従いまして、事業所側が対応可能であれば、利用者で話し合い入浴や機能訓練等を提供することも考えられます。</u> <u>その場合は、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていただく必要があります。</u>



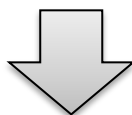
【訂正後】

番号	項目	ご質問	回答
8	通所型サービス	通所型サービスA（緩和した基準）のご利用者で、入浴や機能訓練等を事業所と個別に調整してくださいと明記してありましたが、入浴や機能訓練を希望される方に対しては、自費での金額を設定してもよいか。	<u>通所型サービスAのサービスは、入浴サービスや機能訓練を想定していません。</u> <u>入浴サービスや機能訓練が必要な方については、適切なケアマネジメントを通じて、通所介護相当サービス（現行相当サービス）の利用を検討してください。</u>

2.

【訂正前】

番号	項目	ご質問	回答
1	ケアマネジメント	平成 29 年 4 月以前から訪問・通所介護予防給付を利用しているかたのサービス利用について教えてください。	貝塚市総合事業における原則的なサービスは、人員基準等を緩和した訪問型サービス A 又は通所型サービス A（緩和したサービス）です。介護予防訪問介護又は介護予防通所介護（訪問・通所介護予防給付）に相当するサービスである訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービス（現行相当サービス）は例外的なサービスとなります。 平成 29 年 4 月以前から要支援認定を受け、既に訪問・通所介護予防給付を利用されているかたは、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月の間に介護認定更新申請までは引き続き同じ訪問・通所介護給付をご利用いただけます。更新後は <u>緩和したサービス</u> を利用していただきます。



【訂正後】

番号	項目	ご質問	回答
1	ケアマネジメント	平成 29 年 4 月以前から訪問・通所介護予防給付を利用しているかたのサービス利用について教えてください。	貝塚市総合事業における原則的なサービスは、人員基準等を緩和した訪問型サービス A 又は通所型サービス A（緩和したサービス）です。介護予防訪問介護又は介護予防通所介護（訪問・通所介護予防給付）に相当するサービスである訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービス（現行相当サービス）は例外的なサービスとなります。 平成 29 年 4 月以前から要支援認定を受け、平成 29 年 3 月末時点で、訪問・通所介護予防給付のどちらか一方または両方を利用されているかたは、平成 29 年 4 月以降の認定有効期間までは、引き続き同じ訪問・通所介護給付をご利用いただけます。認定更新後は総合事業の <u>サービス</u> を利用していただきます。